

2020 年度看護師特定行為研修

研修要綱

伊那中央病院

1. 研修理念

特定行為研修は、地域医療及び高度医療の現場において、医療安全を配慮しつつ高度な臨床実践能力を発揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能する看護師を育成する。

2. 研修の目的・目標

本研修の目的は、地域及び高度医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度な臨床実践能力を発揮し、看護師特定行為が実践できる優秀な人材を育成する。

【研修目標】

- 1) 迅速かつ包括的なアセスメントを行い、当該特定行為を行う上での知識、技術及び態度の基礎的能力を養う。
- 2) 患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実行できる能力を養う。
- 3) 患者の病状について、医師と充分ディスカッションできる知識を習得する。
- 4) 看護実践の中で、指導的役割を担う能力を養う。

3. 研修科目

【共通科目】

履修科目	講義	演習	実習	合計
臨床病態生理学	27	2		29
臨床推論	35	8	1	44
フィジカルアセスメント	39	3	2	44
臨床薬理学	35	9		44
疾病・臨床病態概論	34	4		38
医療安全学／特定行為実践	22	13	9	44
合計	192	39	12	243

* 単位：時間

【区分別科目】

区分名	講義	演習	OSCE	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9		1	10
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	21	8		29
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8		1	9
創傷管理関連	34		1	35
動脈血液ガス分析関連	13		2	15
栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	14	2		16
血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	13	3		16
皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	14	3		17

*単位：時間

4. 修了認定

共通科目の必要時間数を受講し、各科目の筆記試験に合格すること。次に区分別科目の必要時間数を受講し、演習・実習を行い筆記試験合格すること。さらに伊那中央病院、看護師特定行為研修管理委員会において修了判定を行う。

5. 研修について

1) 講義スケジュール

(1) 共通科目の受講

- ① S-QUE研究会のeラーニングを活用して研修を行う
- ② eラーニングのログイン方法はオリエンテーションで説明する。
- ③ eラーニングの学習ペースは進度表を参考に各自で調整して進めること。
- ④ eラーニングは南棟2階のキャリア開発室で視聴可能だが、各自のパソコン、スマートフォン、タブレットを利用し、自宅等で閲覧も可能である。

(2) 区分別科目の受講

- ① 講義は各自で共通科目と同様の方法で視聴する。
- ② 実技試験（OSCE）は外部講師を含む2名で評価を行い、合格しないと臨床での実習が実施できない。（区分によって実施しないものもある）
- ③ 臨床実習は伊那中央病院又は協力施設で行い、評価は構造化された評価表（DOPS）を用いる。

2) 欠席・忌引の連絡・扱い

- (1) 電話で研修専従担当者（内線：8173）へ連絡し、1週間以内に所定の欠席届を研修

専従担当者へ提出すること。

(2) 遅刻、早退、欠席により所定の研修時間より少ない場合は、補修が必要となる為研修専従者と調整する。

3) 成績の評価方法

(1) 本研修における成績の評価は、筆記試験及び実習の観察評価により行う。

(2) 成績の評価は、以下の評定基準による。

①筆記試験：各科目 100 点満点中、最高得点の 80%以上を合格とする。

②臨地実習：評価表に基づき指導者がチェックし、各科目の到達レベルに達していることを確認する。各行為 5 症例以上実施すること。

4) 演習について

(1) 講義内容の理解を確認する為指導者のもと議論や発表を行う。実習に向けての知識・技術を学ぶ。

(2) 場所は伊那中央病院シミュレーションセンターを使用する。

6. 実習について

1) 場所

共通科目は伊那中央病院シミュレーションセンター、区分別科目は伊那中央病院の各部署又は実習協力施設で行う。

2) 追実習について

欠席や症例不足等で追実習が必要となった場合は、研修専従担当者より日程を指示する。

3) 実習を行うにあたり患者・家族に対する説明

対象患者が決定したら、「実習を行うにあたり患者に対する説明の手順」に沿って対応する。

4) 患者・家族から相談・苦情があった場合の対応

患者・家族から相談・苦情があった場合は、「実習を行う施設の医療に関する安全管理のための体制」のフローチャートに沿って対応する。

5) インシデント・アクシデント発生時の対応

インシデント・アクシデント発生時は、「実習に係る緊急時の対応に係る手順」に沿って対応する。

6) 臨地実習提出物

提出物
臨地実習症例件数報告書
臨地実習記録・評価表（症例毎）

7) 評価基準

実習では構造化された所定の評価表を用いて観察評価（DOPS）を行う。指導者から研修生に評価結果を伝え、自己評価・振り返りを促す。

評価	1・2	3・4	5
評価基準	適宜指導 ^{注1} が必要	適宜助言 ^{注2} が必要	独立して実施可能

注1) 指導：特定行為実践中、具体的な方法や判断を提示し導くこと

注2) 助言：特定行為実践中、気づきを促すような口添えをすること

7. 試験について

1) 受験資格

規定の講義を全て受講し、確認テストを実施していること。（指導者が確認）

2) 試験方法

筆記による試験を集合形式で行う。

3) 受験心得

- (1) 試験の際は監督者の指示に従い、他の受験者の迷惑にならないよう注意すること。
- (2) 当日の遅刻、途中退場は認めない。
- (3) 試験中監督者が不正行為と判断した場合は、それ以降の研修を中止とし、それまでの受講は無効とする。

8. 研修修了要件

- 1) 共通科目の講義を全て履修し、演習を全て受講し、筆記試験に合格すること。
- 2) 選択した区分別科目の講義を全て履修し、筆記試験・実技試験の観察評価に合格すること。
- 3) 指定された症例数（5～10 症例）臨地実習を行うこと。
- 4) 上記の要件を満たし、伊那中央病院特定行為研修管理委員会の修了判定で認定された場合修了証を交付する。

9. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 本研修で取り扱う患者・研修生等の個人情報は、研修運営以外の目的では使用しない。
- 2) 研修生が実習等で知り得た患者等の情報を口外してはいけない。

10. 研修生への伝達について

- 1) 連絡・通知等の伝達は、各研修生の E-mail へ行う。
- 2) 緊急時は携帯電話へ連絡することもあるので、E-mail アドレスと緊急連絡先の電話番号

号の登録が必要である。

3) 研修生からの問い合わせは、下記へ連絡すること。

伊那中央病院 看護師特定行為研修センター 電話:0265-72-3121 (代)

研修専従担当者 吉澤祐一 内線:8173 E-mail:y-yoshizawa@inahp.jp

研修事務局 有賀 博 内線:8200 E-mail:ha15509@inahp.jp

伊那中央病院看護師特定行為研修規定

第1章 総則

【理念と目標】

第1条 伊那中央病院看護師特定行為研修は、地域医療及び高度医療の現場において、医療安全を配慮しつつ高度な臨床実践能力を發揮し、自己研鑽を継続しながらチーム医療のキーパーソンとして機能する看護師を育成する。

本研修の目的は、地域及び高度医療の現場において、医療安全に配慮しつつ、高度な臨床実践能力を發揮し、看護師特定行為が実践できる優秀な人材を育成する。

【指定研修機関名及び指定研修機関番号】

第2条 本研修を実施する指定研修機関名及び指定研修機関番号は次のとおりである。

指定研修機関名 伊那中央病院

指定研修機関番号 1820002

【運営】

第3条 本研修は、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令に基づき実施する。

【委員会】

第4条 本研修の実施を統括管理する機関として、伊那中央病院看護師特定行為研修管理委員会を設置し、本規定に定められている事項その他の重要な事項を審議する。

【特定行為区分・定員】

第5条 特定行為区分と定員は以下のとおりとする。

特定行為区分	定員
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	3人
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	3人
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	3人
創傷管理関連	3人
動脈血液ガス分析関連	3人
栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	3人
血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	3人
皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	3人

第2章 研修期間

【研修期間】

第6条 本研修期間は、10月1日から翌年9月30日とする。

第3章 履修

【受講資格】

第7条 以下の項目を全て満たす場合、本研修を受講することができる。

- 1) 看護師経験5年以上の実務実績を有すること
- 2) 当該領域に於いて概ね3年以上の実務実績を有すること
- 3) 看護部長の推薦を有すること

【研修科目】

第8条 研修科目は以下のとおりとし、受講者は共通科目と自らが選択した特定行為区分の区分別科目を履修するものとする。

【共通科目】

履修科目	講義	演習	実習	合計
臨床病態生理学	27	2		29
臨床推論	35	8	1	44
フィジカルアセスメント	39	3	2	44
臨床薬理学	35	9		44
疾病・臨床病態概論	34	4		38
医療安全学／特定行為実践	22	13	9	44
合計	192	39	12	243

【区分別科目】

区分名	講義	演習	OSCE	合計
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9		1	10
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	21	8		29
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	8		1	9
創傷管理関連	34		1	35
動脈血液ガス分析関連	13		2	15
栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	14	2		16
血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	13	3		16
皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	14	3		17

【演習・実習の欠席・遅刻・早退】

第9条 やむを得ない理由で演習・実習を欠席・遅刻・早退する場合は、研修専従担当者が日程を調整し研修者へ伝達する。

第4章 入講・休学・復学・退学・除籍

【入講】

第10条 入講の時期は原則として10月1日とする。入講を志望するものは、所定の期日までに以下の書類を伊那中央病院長へ提出しなければならない。

- 1) 受講申込書（様式1）
- 2) 推薦書（様式2）

【休学】

第11条 受講者が病気その他の理由で休学する場合は伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

【復学】

第12条 前条のものが復学しようとする場合は伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

【退学】

第13条 受講者が病気その他のやむを得ない理由によって退学しようとする場合は、所定の様式を用いて伊那中央病院長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

【除籍】

第14条 以下の項目に該当する場合は、伊那中央病院看護師特定行為研修管理委員会の議を経て除籍とする。

- 1) 試験中監督者が不正行為と判断した者。
- 2) 社会的秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）を行った者。
- 3) 死亡の届けがあった者。

第5章 研修修了

【研修修了の認定】

第15条 以下の条件を満たした場合、本研修の修了を認定し、研修修了証の交付と厚生労働大臣へ報告書を提出する。

- 1) 共通科目を全て履修し、筆記試験・各種実習の観察評価に合格すること。
- 2) 選択した区別科目を全て履修し、筆記試験・実技試験・各種実習の観察評価に合格

すること。

- 3) 上記の要件を満たし、伊那中央病院特定行為研修管理委員会の修了判定で認定されること。

第6章 受講料

第16条 受講料は以下のとおりとする。

科目		単価
共通科目		300,000円
区分別科目	呼吸器（気道確保に係るもの）関連	35,000円
	呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	85,000円
	呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	32,000円
	創傷管理関連	95,000円
	動脈血液ガス分析関連	43,000円
	栄養及び水分管理に関わる薬剤投与関連	50,000円
	血糖コントロールに関わる薬剤投与関連	50,000円
	皮膚損傷に関わる薬剤投与関連	55,000円

*受講料は共通科目と選択した区分別科目を合算し、別途消費税を加算した金額とする。

附 則（2020年9月30日改定）

この規定は2020年10月1日から施行する。